

建築物衛生法で規定する室内空気中のホルムアルデヒドの量の測定器について

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2第1号の表第7号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器」が平成15年厚生労働省告示第204号により定められました。平成27年3月19日付けで厚生労働大臣よりホルムアルデヒド測定器3点の追加指定の告示がありましたのでお知らせします。

これにより、建築物衛生法で定められた室内空気中のホルムアルデヒドの量は、以下の測定器を用いて測定することとなります。

- DNP H捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器
- 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法（AHMT吸光度法）により測定する機器
- 厚生労働大臣が別に指定する測定器（下記）

厚生労働大臣が別に指定する測定器（指定測定器）

指定番号	型 式	製造者等の名称
1501	FP-30	理研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	XP-308B	新コスモス電機株式会社
1504	91P	株式会社ガステック
1505	91PL	株式会社ガステック
1506	TFBA-A	株式会社住化分析センター
1601	IS4160-SP (HCHO)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータhtV	株式会社ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア
1604	FANAT-10	有限会社エフテクノ
1901	CNET-A	株式会社住化分析センター
1902	MDS-100	株式会社ガステック
2301	FMM-MD	神栄テクノロジー株式会社
2701	FP-31	理研計器株式会社
2702	713	光明理化学工業株式会社
2703	261S	株式会社ガステック

※指定番号2701、2702、2703が新たに追加された測定器です。